（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第四十七条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章　厚生年金保険関係
第一節　被保険者の手続の特例（第二十条・第二十一条）
第二節　受給権者の手続の特例（第二十二条―第二十八条）
附則」を

「第三章　厚生年金保険関係
第一節　被保険者の手続の特例（第二十条・第二十一条）
第二節　受給権者の手続の特例（第二十二条―第二十八条）
第四章　雑則（第二十九条―第三十一条）
附則」

に改める。

第一条中「申請者の住所地を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険事務所長等」という。）」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号。以下「国年規則」という。）第一条」を「国民年金法第十四条」に改める。

第二条及び第三条中「申請者の住所地を管轄する社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第四条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第五条から第七条までの規定中「当該適用事業所の所在地を管轄する社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第八条及び第九条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第十条中「国年規則」を「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号。以下「国年規則」という。）」に改める。

第十一条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第十三条第一項中「社会保険事務所長等」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改める。

第二十条第一項及び第二十一条中「当該適用事業所の所在地を管轄する社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章　雑則

（相手国法令による不服申立ての方式）

第二十九条　法第百一条第二項の規定に基づき、相手国法令において相手国実施機関等に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、機構の従たる事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。）又は年金事務所（日本年金機構法第二十九条に規定する年金事務所をいう。第三十二条及び第三十三条において同じ。）を経由してその旨の文書を提出することができる。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第三十条　法第百三条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　第一条から第三条まで、第五条から第七条まで、第九条第一項及び第二項並びに附則第二条の規定による申請書の受理

二　第四条、第八条第一項及び第二項並びに第十一条の規定による適用証明書の交付

三　令第九十八条の規定による国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条の二各号に掲げる事務

四　令第九十九条第一項及び第二項の規定による申出の受理

五　社会保障協定に基づく連絡機関としての事業

（法第百三条の二第一項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎ等）

第三十一条　法第百三条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の四第三項の規定により厚生労働大臣が法第百三条の二第一項各号に掲げる権限（以下この条において「権限」という。）の全部又は一部を自ら行うものとするときは、機構は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

2　法第百三条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の四第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行っている権限の全部又は一部を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。

二　当該権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

（法第百三条の二第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請等）

第三十二条　法第百三条の二第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

（法第百三条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）

第三十三条　法第百三十三条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十一条の二及び第百八条第五項

二　船員保険法第二十八条、第五十条及び第七十条第五項

三　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第四十九条の三第一項

四　厚生年金保険法第百七十三条の二

五　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の二

六　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十六条第七項、第八十条第四項、第八十七条の二第二項、第九十三条の四及び第百十四条の二

七　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十条

八　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十八条第七項、第八十二条第四項、第九十三条第二項、第九十九条の九、第百四十四条の二十五の二及び第百七十条の三

九　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十七条

十　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十三条の二

十一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項

十二　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十二条の二

十三　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十八条

十四　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第四十五条第二項

十五　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第百十条第二号

十六　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二百三条

十七　平成十三年統合法附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第七十八条の二

十八　統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十九条及び第三十一条第一項